

談のあれごれ

No.148

発行:東澳西部広域行政事務組合

古いカセットボンベの取り扱いに注意!

災害時に備えた備蓄品として、まとめて購入した古いカセットボンベがご家庭にありませんか? 古いカセットボンベは、使用していなくても製造から長期間経過したり、保管環境が適切ではなかったり すると、内部パッキンの劣化によりガス漏れする危険があります。カセットボンベの使用の目安は製造後約 7 年ですので、古いカセットボンベを使用する際は、製造年月日を確認するとともに、表示のないものや、 変形・さびのあるものは、危険ですので使わないようにしましょう。

空になったカセットボンベは、お住まいの自治体のルールに従って廃棄をしますが、ガスが残っていた り、処分方法が分からない場合は、製造事業者もしくは、一般社団法人日本ガス石油機器工業会のカセット ボンベお客様センター(電話:0120-14-9996)へ確認しましょう。



こんな相談ありました

<mark>くれないため、困惑して契約せざるえなかったらし</mark>

1人暮らしの息子が、自身のアパートに訪問してき た事業者に勧誘され、家の購入契約をしたことが判明。話を聞くと、強引な勧誘で何度断っても帰って

自宅に訪問してきた事業者に、将来の生活設計など の話をされ、個人情報を聞かれ、将来のため、投資 にもなるなどと言われ、家の購入を勧誘し契約させ るという手口です。断わっても帰ってくれない、声 を荒げる、周りへの相談をさせないなど強引な勧誘 が見受けられます。恐怖を感じたら、すぐに警察に 連絡してください。宅地建物取引業法の適用がある 取引では、クーリング・オフができる場合がありま す。事例を知ること、周りに助けを求めることが必 要です。

1月の相談件数

新規·継続合計

店舗購入	15 件
訪問販売	13 件
訪問購入	0 件
通信販売	25 件
連鎖販売	0 件
電話勧誘	1件
送り付け商法	1件
無店舗販売	0 件
不明・無関係	6件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。 例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

い。契約解除できないだろうか。

時 間/10:00~16:00 相 談/原則予約制

相談料/無料

約/相談を受けたい窓口

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

月~金曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/22-1134

火曜日 瑞浪市役所 市民協働課/68-9748 金曜日 土岐市役所 生活環境課/54-1111

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業